個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律案要綱

第一 個人情! 報 の保護に 関する法律の一 部改正関係 (第一条関 係

一 定義に関すること

1 「保有個人データ」の定義から一年以内の政令で定める期間以内に消去することとなるものを除く

旨の規定を削るものとすること。

2

この法律にお

いて「仮名加工情報」とは、

他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することが

できないように個 人情報を加工して得られる個 人に関する情報をいうものとすること。

3 この法律において「仮名加工情報取扱事業者」とは、 特定の仮名加工情報を電子計算機を用いて検

索することができるように体系的に構成したもの等を事業の用に供している者をいうものとすること。

二 個人情報取扱事業者等の義務に関すること

1 不適正な利用の禁止

個 人情 報取扱事業者は、 違法又は不当な行為を助長し、 又は誘発するおそれがある方法により個人

情報を利用してはならないものとすること。

- 2 漏えい等の報告等
- 個 人情 報 取 扱 事業者は、 一定の場合を除き、 その 取 り扱う個 人データの 漏 えい、 滅失、 毀損 その

他 の 個 人データの安全の確保に係る事態であって個 人の権利利益を害するおそれが大きい ものとし

て個 人情報保護委員会規則で定めるものが生じたときは、 個人情報保護委員会規則で定めるところ

により、 当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会に報告しなければならないものとすること。

(二) (一)の場合には、 個 人情 報取扱事業者は、 定の場合を除き、 本人に対し、 個 人情 報保護委員会規

則で定めるところにより、 当該事態が生じた旨を通知しなければならないものとすること。

- 3 第三者提供の制限
- 一定の場合にあらかじめ本人の同意を得ないで当該本人が識別される個人データを第三者に提供

することができる旨の規律について、 当該規律の対象となる個人データから偽りその他不正 の手段

により取得されたもの及び他 この個・ 人情報取扱事業者から当該規律により提供されたもの を除 くも Ō

とすること。

(__) 一の規律により個人データを第三者に提供するために、 あらかじめ、 本人に通知し、 又は本人が

事項について、 容易に知り得る状態に置くとともに、 っては、 その代表者の氏名並びに第三者に提供される個人データの取得の方法等を加えるものとす 第三者への提供を行う個 個人情報保護委員会に届け出なければならないこととされる 人情報取 扱事業者 の氏名又は名称 及び住所並 びに法人にあ

(三) 個人情報取扱事業者は、 二の事項のうち一定の事項に変更があったとき又は一の規律による個人

ること。

デー タの 提供をやめたときは遅滞なく、二の事項のうち一定の事 項を変更しようとするときは あ 6

かじめ、 その旨について、 個 人情報保護委員会規則で定めるところにより、 本人に通知し、 又 は本

人が容易に知り得る状態に置くとともに、 個人情報保護委員会に届け出なければならないものとす

ること。

4 外国にある第三者への提供の制限

個 人情報取 扱事業者は、 外国にある第三者への個人データの提供を認める旨の本人の同 |意を得よ

うとする場合には、 個人情況 報保護委員会規則で定めるところにより、 あらかじめ、 当該本人に参考

となるべき情報を当該本人に提供しなければならないものとすること。

(__) 個 人情報取扱事業者は、 個人データを外国にある第三者に提供 した場合であって、 定の場合に

は、 個 人情 報 保 護委員会規則で定めるところにより、 当該第三者による個 人デー タの 取 扱 1 に つい

て個 人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置 の継続的な実施を確保する

ために必要な措置を講ずるとともに、 本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人

に提供しなければならないものとすること。

5 個人関連情報の第三者提供の制限等

個 人関 連 情 報 取 扱 事 業者 (特 定の 個 人関連 情報 (生存する個人に関する情報であ つて、 個人情! 報

仮 名加 工 情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。 以下同じ。) を電子 計算機を用

1 て検索することができるように体系的に構成したもの等を事業の用に供している者をいう。 以下同

じ。)は、 第三者が 個 人関連情報を個 人データとして取得することが想定されるときは、一 定の場合

を除 くほ か、 定 の事 項について、 あらか じ め個 人情報保護委員会規 別で定めるところによ 5り確 認す

ることをしないで、 当該 個 人関 連 情 報を当該第三者に提供してはならないものとすること。

保有個人データに関する事項の公表等

6

保有個 人データに関し、 本人の知り得る状態に置 かなければならないこととされる事項について、

個 人情 報 取扱事業者の 住所及び法人にあっては、 その代表者の氏名を加えるものとすること。

7 開示

- 本人は、 個人情報取扱事業者に対し、 当該本人が識別される保有個人データの電磁的記録の提供
- による方法その他の個人情報保護委員会規則で定める方法による開示を請求することができるもの
- とすること。
- (__) 個人情報取 扱事業者は、一による請求を受けたときは、一定の場合を除き、 本人に対し、 該本

人が請求した方法 (当該方法による開示に多額の費用を要する場合等にあっては、 書面の交付によ

る方法) により、 遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならないものとすること。

- (三) 対 個 人情報取扱事業者は、一により本人が請求した方法による開示が困難であるとき等は、本人に 遅滞なく、 その旨を通知 しなければならない ものとすること。
- (四) 一から三までは、 当該本人 が識別され ,る個. 人デー タに係る第三者提供 記 録 (個 人情報 取 扱事 業者

が個 人データを第三者に提供したときに作成しなければならないこととされる記録及び個人情 報取

扱事業者が第三者から個 人データの提供を受けるに際して作成しなければならないこととされる記

録をいう。 に ついて準用するものとすること。

- 8 利用 停止等
- 本人は、 個人情報取扱事業者に対し、 当該本人が識別される保有個人データの取扱いにより当該

本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合等の一定の場合には、 当該保有個人データ

の利 用 停止等又は第三者への 提供の停止 を請求することができるものとすること。

(__) ()による請求を受けた場合であって、

その請求

に

理由

が

あることが

判明

個

人情

報取

扱事業者は、

したときは、一定の場合を除き、本人の権利利益の侵害を防止するために必要な限度で、 遅滞. なく、

当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止を行わなければならないものとするこ

三 仮名加 工 情報取扱事業者等の義務に関すること

- 1 仮 名 加 工 情報 0) 作 成
- 個人情報取扱事業者は、 仮名加工情報を作成するときは、 他の情報と照合しない限り特定の個人

を識 別することができないようにするために必要なものとして個 人情報保護委員会規則で定め る基

準 に 従 V ; 個 人情 報 を加 エし なけれず ば なら な 1 ものとすること。

(__) 個 人情報取扱事業者 は、 仮名加工情報を作成したとき、又は仮名加工情報及び当該仮名加工情報

に係 る削除情報等 (加工の方法に関する情報等をいう。 以下同じ。) を取得したときは、 削除 情 報

等の漏 えいを防 止するために必要なものとして個 人情報保護委員会規則で定める基準に従い、 削除

情 報 等 Ò 安全管 理 0 ための措置を講 じなけ れば、 ならな (\ ŧ のとすること。

(三) 以下四から七までに

仮名加

工

一情

報

取

扱

事

業者

(個

人情

報

取

扱 事

業者

である者

に

限 る。

は、 定の場合を除くほか、 仮名加 工情報 (個 人情報であるものに限る。 以 下 (四) いら()までに に お

1 て同じ。) を取り扱うに当たって特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、 当該仮 名加

工 情 報 を取り扱ってはならないものとすること。

(四) 仮名 加 工 一情 報 取 扱 事 業者 は 仮名. 加 工情報である個人データ及び削除情 報等を利用す る必要が な

くなったときは、 当該個 人データ及び削除情報等を遅滞なく消去するよう努めなければならない ŧ

のとすること。

お

** \ て

同

- (五) 仮名加工情報取扱事業者は、 一定の場合を除き、 仮名加 工情報である個 人データを第三者に提供
- してはならないものとすること。
- (六) 仮名加工情報取扱事業者は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、当該仮名加工情報の作成に

用いられた個人情報に係る本人を識別するために、 当該仮名加工情報を他の情報と照合してはなら

ないものとすること。

(七) 仮名加 工情報取扱事業者は、 仮名. 加 工情報を取り扱うに当たっては、 電話をかけ、 郵便若 しくは

信書 便 により送付し、 電報を送達し、 ファクシミリ装置若しくは 電磁的-方法を用 いて送信し、 又は

住居を訪問するために、 当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならないも

のとすること。

(八) 仮名加工情報については、 個人情報取扱事業者の義務に関する規定の一部は、 適用しないものと

すること。

仮名加工情報の第三者提供の制限等

2

仮名加工情報取扱事業者は、 仮名加工情報 (個人情報であるものを除く。以下()及び()において同

ľ, の第三者提供等について、 次のとおり行うものとすること。

- 定 \mathcal{O} 場合を除き、 仮名 加 工 情報を第三者に提供 してはならない ものとすること。
- 個人情報取扱事業者の義務に関する規定の一 部は、 仮名加工情報取扱事業者による仮名加工情報

の取扱いについて準用するものとすること。

四 監督に関すること

1 個 人関連 情 報取扱事業者及び仮名加工情報取扱事業者の監督を個人情報保護委員会が行うものとす

ること。

2 報告及び立入検査

個 人情報保護委員会は、 一定の場合において、 個人情報取扱事業者、 個人関連情報取扱事業者、 仮

名加工情報取扱事業者又は匿名 加加 工情報取扱事業者 (以 下 個 人情報取扱事 業者等」という。) その

他 \mathcal{O} 関 係者に対 Ĺ 個 人情報、 個 人関連情 報、 仮名 加 工 情報又は匿 名加 工情 報の 取 扱 į, に 関 必要

な報告若しくは資料 (T) 提 出 を求 め、 又は その 職員に、 当該個· 人情 報 取 扱事業者等そ \mathcal{O} 他 0 関係者 の事

務所その他必要な場所に立ち入らせ、 検査させること等ができるものとすること。

3 勧告及び命令

個 人情 報保護委員会は、 個 人情報取扱事業者等に対し命令をした場合において、 その命令を受けた

個人情報取扱事業者等がその命令に違反したときは、その旨を公表することができるものとすること。

4 権限の委任

個 |人情報保護委員会が事業所管大臣に委任することができるものとされる権限について、二2||及

び六2から4までによる権限を加えるものとすること。

民間団体による個人情報の保護の推進に関すること

五.

1 認定

認定個人情報保護団体の認定は、 対象とする個人情報取扱事業者等(個人関連情報取扱事業者を

除く。) の事業の種類その 他 心の業務 の範囲を限定して行うことができるものとすること。

(___) 個人情報保護 委員会は、 一により業務の 範囲を限定する認定をしたときは、 その認定に係る業務

の範囲を公示しなければならないものとすること。

2 変更の認定

認定 個 人情報保護団体は、 認定に係る業務の範囲を変更しようとするときは、 一定の場合を除き、

個 人情 報 保護委員会の 認定を受けなければならないものとすること。

3 対象事業者

認定個· 人情報保護団体が当該認定個人情報保護団体の構成員である個人情報取扱事業者等を対象事

業者としなければならない旨の規定を削り、 この法律 の規定の趣旨に沿った指針を遵守させるため必

要な措置をとったに ŧ か かわ らず、 対象事業者が当該指針を遵守しないときは、 当該対象事業者を認

六 送達に関すること

定に係る業務の

対

象から除外することができるものとすること。

- 1 報告若しくは資料の提出の要求又は勧告若しくは命令等は、 書類を送達して行うものとすること。
- 2 書類 の送達については、 民事訴訟法 (平成八年法律第百九号) の規定の一 部を準用するものとする

こと。

- 3 個 人情 報保護委員会は、 定の場合には、 公示送達をすることができるものとすること。
- 4 個 人情報保護委員会の職員が、 書類の送達により行うこととしているものに関する事務を、 電子情

報処理 組 織 を使用 して行ったときは、 送達に関する事 項を記載 L た書 面 の作 成 及び提出に代えて、 当

該 事 項 を 当 該 電 子 情 報 処 理 組 織 を使 用 L て 個 人情! 報保 K護委員: 会 \mathcal{O} 使 用 に係 る 電 子計 算 機 に備い えら れ た

ファイルに記録しなければならないものとすること。

七 個人情報保護委員会に関すること

個 人情 報保護委員会がつかさどる事務について、 個 人関連情報取 扱事業者に おける個 人関 連 情報 の取

扱 V 及び 個 人情 報 取 扱事 業者及び仮名加 工 情 報取扱事業者にお け る仮 名加 工 情 報 \mathcal{O} 取 扱 1 に 関 する 監 督

並 び に 仮 名 加 工 情 報 \mathcal{O} 取 扱 1 に関 はする苦 情 \mathcal{O} 申 出に つい ての必要なあっ せ ん及びその処理を行う事 業者

への協力に関することを加えるものとすること。

八 雑則に関すること

1 適用範囲

この 法 は律は、 個 人情 報取! 扱事 業者等が、 玉 内に ある者に対する物 品 又は役務 \mathcal{O} 提 供 に 関 連 して、 国

内 に あ る者を本人とする個 人 情 報 当 該 個 人 情 報とし 7 取得されることとなる個 人 く関 連 情 報 又 は 当該

個 人情報を用いて作成された仮名加 工情報若しくは匿名加工情報を、 外国 において取り扱う場合につ

いても、適用するものとすること。

2 国際約束の誠実な履行等

この 法律の施行に当たっては、 我が国が締結した条約その他の国際約束の誠実な履行を妨げること

がないよう留意するとともに、 確立された国際法規を遵守しなければならないものとすること。

九 罰則に関すること

1 個 人情報保護委員会による命令に違反した行為者に対する法定刑を一年以下の懲役又は百万円 以 下

 \mathcal{O} 罰金に引き上げる等、 行為者に対する罰則の法定刑を引き上げるものとすること。

2 個 人情報保護委員会による命令に違反した場合、法人等に対する罰金の上限額を一億円に引き上げ

る等、法人に対する罰則の法定刑を引き上げるものとすること。

十 その他

その他所要の規定の整備をするものとすること。

第二 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一 部改正関係 (第二条関

係)

個 人情 報 \mathcal{O} 保護 に 関す る法 律 \mathcal{O} 部改 正 に 伴う規 定 0 整 備

1 個 タの 漏 えい 等が 生じ た場合 に お け る 個 人 情 報 保護委員会 \mathcal{O} 報告 及び本人へ 0) 涌 知を 義務

付 けることに伴 V. 特定個: 人情 報の 漏 え い等が生じた場合における個 人番号利用事務等実 (施者) か 5 個

人情 報保護委員会への 報告及び本人へ の通知に係る規定の整備をするものとすること。

2 個 人情 報保護委員会による命令に違反した場合等 の違反行為に係る法人に対する罰金刑を引き上げ

ること等に伴 V) 罰 則 12 係 る規 定 0) 整 備 をするものとすること。

第三 医 療 分 野 \mathcal{O} 研 究 開 発に 資 くするた 8 \mathcal{O} 若 名 加 工 医 療 情 報 に 関する法 律 の 一 部改 Ē 関係 (第三条関

一 個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う規定の整備

1 個 タの 漏 えい 等が生じた場合にお ける個 人情報保護委員会への報告を義務付けることに伴い、

医 療情 報 等 文は 匿 名加 工 医 療情 報 \mathcal{O} 漏 えい等が生じた場合における認定匿 名 加 工医療情報作成事

か ら主 務 大 臣 ^ \mathcal{O} 報告等 に係 る 規定 \mathcal{O} 整 備 をするものとすること。

2 定 \mathcal{O} 場合に あ 5 か ľ \Diamond 本 人 0 同 意を得 な V で当該 本人が 識 別され ~る個 人デ ータを第三者に 提 供 す

ることができる旨の規律について、 当該規律の対象となる個人データから偽りその他不正の手段によ

係

り取得されたものを除くとともに、 あらかじめ、 本人に通知 Ü 又は本人が容易に知 り得る状態 に置

くとともに、 個 人情 報保護委員会に届 け出 なけ 'n ばならないこととされ る事 項を加えることに伴

医 |療情 報取扱事業者による認定匿名加工医療情報作成事業者 への医療情報の提供に係る規定の整備を

するものとすること。

3 個 人情報保護委員会による命令に違反した場合等の違反行為に係る法人に対する罰金刑を引き上げ

ること等に伴い、 罰則に係る規定の整備をするものとすること。

第四 附則

施行期日(附則第一条関係)

この法律は、 部 の規定を除き、 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める

日から施行するものとすること。

一 経過措置等 (附則第二条から第十条まで関係)

この 法 律 \mathcal{O} 施行 に 伴う経過措置等につい て定めるものとすること。

 \equiv その他関係法律につい て所要の改正を行うものとすること。 (附則第十一条関係)